

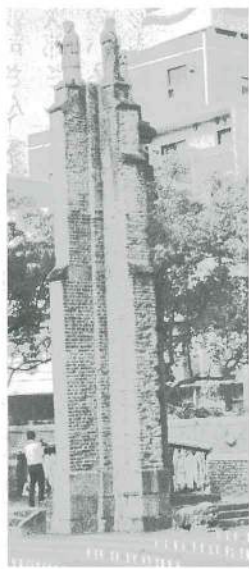
原水禁 平和運動の連帯を

広島大会から引き継がれた「被爆69周年長崎大会」が8月7、8日、長崎ブリックホールでひらかれ、開会総会に約1800人が参加した。



高校生1万人署名活動に集まった高校生ら

被爆者でもある川野浩一・実行委員長は「憲法96条の改正で日本は戦争体制を整えつつあるが、集団的自衛権の行使を認めてはいけない。私たちは最大の緊張感をもってこの事態に向き合い、戦争への道をストップさせなければならぬ」と参加者に呼びかけた。



長崎県連と地元でひらかれた追悼法要

訴えてきたもの。戦争体験のない人たちが伝えていき市民運動の力を信じて仲間とともに平和への道をすすんでいこう」と大会への期待を語った。被爆者の山内武さんは「102キロ以内で被爆したが、国は被爆を認め

2日目は、分科会「見て・聞いて・学ぼう」ナガサキ―証言と映像による被爆の真相と平和運動交流」に参加した。被爆体験講和の八木道子さんは「爆心地から3.3キロの鳴滝町で6歳の時に被爆、8月9日は空襲警報が解除されたが、一機の飛行機が長崎の空を飛んできた瞬間、周りが真っ白になるようなすごい光が差し、直後にドーンとものすごい音がした。今まで鳴いていた蟬の音が消え、やけどを負った人の体に湧く無数のうじ虫とんでもいえない異様な異臭は今でも

文字をとりもどす (4)

「わたしのおいたち」(3) 平井識字学級

家に戻るとおじさんは1、2日で、また次の所を見つけ、今度も一人では帰れないところに連れて行かれました。そこは、奈良駅前の猿沢池近くにある芸者の置屋でした。女将さんは「この子は小さいから、ご飯づくりと芸者に着物を着せる仕事をしつづけます」とおじさんに告げました。おじさんはお金をもらおうと急いで帰っていききました。私は、置屋に売られたのだとわかり、通された薄暗い部

屋で泣きました。私は、芸者さん達の食事の世話や、仕事前の身支度の手伝いなど、休みなく働きました。

奈良から和歌山へ

13歳のころ、同じ置屋で働いていた芸者のお姉さんが和歌山へ逃げ帰るので私も一緒に連れて行ってくれました。帰った後は、生きていくため樽井の紡績工場へ通いながら働きました。14歳で、和歌山市内の東興紡績で働きました。だから、私が学校へ行くことができたのは、小学校の少しの間だけで、子どもの頃の写真は小学校の卒業式の前にみんなで撮った一枚だけです。帰ってからは、両親も和歌山に戻ってきており一緒に住みました。弟も3人生まれたので、紡績で稼いだお金はほとんど家計を助けるために渡してしま

(次号につづく)

はつきりと記憶にある」と語った。

最終日の長崎県連原爆犠牲者追悼法要では、郷土振興会代表の中村由一さんは「8月9日に投下された原爆は、浦上の町を焼きつくし、人びとに深い傷を負わせた。いまもお原爆症で苦しんでいる人がたくさんいる。二度と被爆者を出させない誓いをする」とあいさつし、平和運動の連帯を広げることが大切と訴えた。



法要のようす

※詳細は、ヒューマンライツわかやまのホームページ <http://www.wakayama.npo-wakayama.or.jp> に掲載しています。

差別性、あきらかに Y住宅販売会社 第2回糾弾会

Y住宅販売会社差別事件第2回糾弾会を7月29日、中央本部(東京)でひらき、Y社から取締役営業本部長はじめ16人が出席。同盟側は坂本三郎・中央副委員長、池田清郎・中執(県連副委員長)はじめ、関係都府県連から40人が参加した。

会社側の「同和地区の物件を取り扱いたくない」という意思を確認したあと、Y社の不徹底なとりくみや差別記載を放置した責任は「差別記載に気づかなかった」ではなく、「差別性を放置し容認した」ことを指摘。

また、退社した元社員への事実確認について、北九州と奈良への確認でしかなく、Y社全体のさらなるとりくみを要請した。Y社は「差別記載に気づかなかつた」とするも、現実には「差別行為をしてはならない」という指示しなかつたことは、差別に並走している」と指摘。Y社全体の人権教育の徹底、全支店(社員)の実態調査、関係機関との連携などを提案し、第3回糾弾会では、①Y社社長の反省ととりくみの決意表明、②Y社全支店の人権問題にかんする実態調査、具体的なとりくみ計画の方向を示すことを確認し、第2回糾弾会を終えた。

連載 (3) 今、伝えなければならないこと (県連再建40年③)

再生への息吹のなかで：69年から72年は「同和対策事業特別措置法」の具体化もふくめ、和歌山の部落解放運動の大きな分岐点であった。

企業連結成直後から、未組織部落で支部を結成し、支部がある部落には合流をすすめる、平井支部のように、日共系から完全に主導権を得た地域もあった。また、合流できない部落では、経過措置として企業連支部を名乗っていた。さらに、少数とはいえず県連執行部にも参画していったのである。

さて、69年に大阪で、職員組合執行部選挙を有利にするため部落差別を利用した教員の差別事件「矢田教育差別事件」とともに、翌年の「橋のない川・第二部」上映阻止運動があった。中央本部からの、先に上映された一部は「部落に対する露骨な嫌悪感を煽る映画」だとの抗議に対し「二部で改善する」と約束がすべて反故にされたまま製作され、共産党やそれに追随する教職員組合・県連執行部らによって上映準備がすすめられていた。

また、向陽高校の全校集会で、生徒指導部長が「狭山事件とは、ある部落の青年が女子高校生を殺した事件です」と発言した。学校側は、この発言に反発し抗議する部落出身生徒にまつたくとりあわず、夜になって機動隊を導入したのである。

この年の5月31日「特措法具体化」狭山差別判決取り消し要求「全国行進隊が和歌山に入り、その受入集会で中央本部から「向陽

再生への息吹のなかで：高校事件は差別である」との見解がだされた。しかし、9月の第16回県連大会で質問をうけた県連執行部は「差別ではない。問題ではない」と答弁を繰り返した。これは、先の全国行進隊の中央本部見解や「狭山事件」を運動の重要課題としてとりくんできたことへの背信行為であった。

さて、全国行進隊の和歌山入りは、県連執行部の態度とは別に、大衆的な対県交渉の実施とともに、湯浅支部を中心に「狭山差別判決取り消し要求」が広がり、署名活動や実行委員会の結成などにとりくまれた。

この時期、中央本部方針にことごとく反対する県連執行部と本部方針に基づき着実に実践する杭ノ瀬、湯浅、新宮の三支部や企業連結成を通じて生まれた支部や組織の姿があった。

さて、それまでの観念的な人尊教育から部落の実態に依拠した教育の創造への検討がされていた72年、耐久高校で「あさも事象」がおき、湯浅支部の糾弾闘争のなかで教育行政の差別性への厳しい指摘がおこなわれた。

しかし、同じ年7月26日、杭ノ瀬支部長・藤本正明が、子ども会のキャンプで溺れた数人の子どもを救助しながら力尽き不帰の人となつてしまった。その生涯を部落解放運動にまい進し、和歌山の部落解放運動の再生に向けた支柱であった藤本の急逝は、極めて大きな損失であった。しかし、藤本の意志と行動は、多くの人びとに引き継がれていた。

(以下、次号へ)